

参加無料!!

定員：大阪 約50名
東京約70名

大阪・東京で開催！

中国ビジネスの紛争解決実務

- 【大阪】日時 2018年2月26日（月）14:00～16:30（13:30開場）
場所 大阪市中央区今橋3丁目3番13号 ニッセイ淀屋橋イースト 2階
同ビル16階の弊事務所ではありませんので、ご注意ください。
- 【東京】日時 2018年2月27日（火）14:00～16:30（13:30開場）
場所 東京都千代田区丸の内3-1-1 帝劇ビルB1
TKP東京駅丸の内会議室 カンファレンスルーム3
- 主催：弁護士法人三宅法律事務所
後援：宝印刷株式会社

周知のとおり、中国経済は現在も好調であり、2017年のGDPは前年比6.9%の成長であるとのこと。このような経済成長を維持するため、中国政府は、引き続き、諸外国との貿易促進、資金往来促進等を計画しており、今後も、さらに積極的な規制緩和及び法改正等が実施される見込みです。

当職らは、これまでに「中国での事業再編」、「中国ビジネスの契約実務」等について、多数回のセミナーを実施しておりますが、今回は、「中国ビジネスの紛争解決実務」として、「中国において、現在の司法制度上、どのような方法・手続で、日本企業の利益を保護・実現することができるのか?」、「中国において、債権回収のための情報取得、強制執行は、どの程度まで可能か?」等について、中国及び日本での契約締結交渉、投資・事業再編、訴訟・仲裁等につき、長年の実績を有している中国及び日本の弁護士から、分かりやすく、ご紹介いたします。

【言語は、全て日本語で行います。】

第1 中国での民事訴訟、仲裁実務

- ・ 中国の民事訴訟、商事仲裁の制度的特徴
- ・ 中国の民事訴訟手続、商事仲裁手続の概要
- ・ 各手続の運用上、対応上の注意事項(事例紹介)

第2 中国での民事執行手続

- ・ 中国において債務者の財産情報を取得する方法等
- ・ 中国の民事執行手続の制度的特徴(当事者の役割)

編外 中国の最近の法改正

● 講師プロフィール ●

方 新	中華人民共和国大成律師事務所 パートナー 律師（弁護士）	1989年 - 1993年 野村貿易株式会社北京代表処 1993年 - 1996年 北京市融商律師事務所開設、勤務 1996年 - 1998年 日本 高橋大谷法律事務所 1999年 - 2008年 日本 弁護士法人三宅法律事務所 (外国法事務弁護士〔大阪弁護士会〕) 2008年 - 2009年 中倫律師事務所上海事務所 2009年 - 現在 大成律師事務所上海事務所(パートナー) 専門分野：会社法、独占禁止法、貿易外為法、訴訟・仲裁等
加藤 文人	弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー 弁護士	1995年 司法試験合格 1996年 同志社大学法学部卒業 1998年 弁護士登録(50期)三宅法律事務所入所 2006年 弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任(現職) 専門分野：民事・商事一般、保険法、倒産法、中国法、アジア法

会場のご案内



東京会場

TKP東京駅丸の内会議室 カンファレンスルーム3
東京都千代田区丸の内3-1-1 帝劇ビルB1
地下鉄有楽町駅 / 日比谷駅B3出口直結。
JR有楽町駅から徒歩2分。帝劇ビル地下一階。



大阪会場

ニッセイ淀屋橋イースト2階
大阪府中央区今橋3-3-13

同ビル16階の弊事務所ではありませんので、ご注意ください。

地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 8番出口より徒歩1分
京阪電車 淀屋橋駅 13番出口より徒歩3分

申込のご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらのURLよりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー **検索**

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/china-seminar.html>

お申込みを受け付けましたら、E-mailにて、後日ご連絡差し上げておりますので必ず返信をご確認ください。

お問い合わせ先:東京 03 - 5288 - 1021(代表) (担当:野村,吉野,堀口)

大阪 06 - 6202 - 7873(代表) (担当:小川,早川)

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。
お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございます。

(定員は、東京約70名、大阪約50名です。)

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。
詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。